

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5－19)

政策分野名 【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮	担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/ 木材産業課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	適切な森林施業の確保、面的なまとまりをもった森林管理、再造林の推進、野生鳥獣による被害への対策の推進、適切な間伐等の推進、路網整備の推進、複層林化と天然生林の保全管理等の推進、カーボンニュートラル実現への貢献、国土の保全等の推進、新たな山村価値の創造、国民参加の森林づくり等の推進、国際的な協調及び貢献等	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の1 ・全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定) IIIの2 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) IIIの7 ・農林水産省地球温暖化対策計画(平成29年3月14日決定、令和3年10月27日改定)	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

施策(1)		適切な森林施業の確保									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		適正な伐採と更新の確保等を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		適正な伐採と更新の確保									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 齢級(注1)別面積の分散	0%	29年度	26%	5年度	-	-	26%	P	P	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)イ「適正な伐採と更新の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(注2)(令和元年5月28日閣議決定)に基づき目標を設定した。齢級別面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を人工林の育成単層林の偏りある齢級構成の改善に向けた進捗度合いとして算出した。2017年の分散を0%とし、全国森林計画で推計した15年後(2032年)を100%として、令和5年度時点の目標値(26%)を設定。実績値の把握は5年に一度であり、次回は令和5年度の実績を把握予定。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
					-	-					
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月 算出方法:5年に1度の森林資源現況調査に基づき把握(次回の実績把握は令和5年度)							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該基準年度分散－当該年度分散(実績(見込)値)／(当該基準年度分散－当該年度分散(目標値))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)		面的なまとまりをもった森林管理									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		森林の経営管理の集積、森林関連情報の整備・提供を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		森林の経営管理の集積等									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 私有人工林における集積・集約化 の目標(私有人工林の5割)に対する 達成割合	71%	27年度	100%	10年度	79%	81%	84%	86%	89%	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)ア「森林の経営管理の集積等」に該当するアウトカム指標として設定。
					82%	令和5年 8月頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注3)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注4)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		航空レーザー測量を推進し、森林資源情報の精度向上を図る									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 航空レーザ計測を実施した民有林 面積の割合	40%	2年度	80%	8年度	-	53%	60%	67%	74%	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)イ「森林関連情報の整備・提供」に該当するアウトカム指標として設定。
					50%	令和5年 9月下旬 頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 G空間行動プラン2022(令和4年6月地理空間情報活用推進会議決定)において定めた目標に基づき、令和8年度までに令和2年度の倍の80%まで増加させることとした。 各年度の目標値については、各年度で一定割合で向上させることとして設定した。
	把握の方法		出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度9月頃に把握予定) 算出方法: 林野庁の補助事業の実施状況及び都道府県への取組等の聞き取り								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)		再造林の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		再造林の推進に向けて、優良種苗の安定的な供給、造林適地の選定、造林の省力化と低コスト化等を進める。										
目標① 【達成すべき目標】		成長に優れたエリートツリー(注5)等の種苗の生産体制を整備										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア 林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数	283万本	元年度	3,000万本	12年度	324万本	359万本	401万本	454万本	518万本	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ア「成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制を整備」に該当するアウトカム指標として設定。	
					409万本	令和5年12月上旬頃 把握予定(暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹(注6)から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種徳園の造成及びその採種徳園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種徳園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。	
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		造林適地を抽出する技術の普及									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
ア ICT等新たな技術による森林ゾー ニング補助ツール等を活用し、造 林適地の判別を行った都道府県 数	0 都道府県	2年度	47 都道府県	7年度	-	-	30 都道府県	39 都道府県	47 都道府県	S ↑ ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)イ「造林適地の選定」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和4年度までに開発を行ったICT等新たな技術による森林ゾーニング補助ツール等 を活用し、造林適地の判別を行った都道府県数を測定指標として設定した。 造林適地の指定は市町村の計画等において行うが、当該計画等は5年ごとに見直される ものであるところ、中途変更も活用しながら3年間で達成を目指すものとし、目標値につい ては、初年度に集中的に国から普及を図ることで令和5年度を全体の2／3程度の30、その 後を均等割にした。
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満								
	前年度までの 測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指 標が上記と異なる場合)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類
年度ごとの実績値											
3年度		4年度	5年度	6年度	7年度						
造林適地を抽出する技術の普及 に係る指標 (令和5年度に設定)	P	P	P	P	-	-	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 ー 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和4年度までに造林適地を抽出する手法の開発を行い、令和5年度に指標の設定を検 討する。
	把握の方法		出典：ー 作成時期：ー 算出方法：ー								
	達成度合いの 判定方法		ー								

目標③ 【達成すべき目標】			再造林の確実な実施、省力かつ低コストの造林体系の確立								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 令和3年度以降に人工造林を実施した面積	0 万ha	2年度	70 万ha	12年度	3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「再造林の確実な実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度～令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの人工造林面積26万haを目標値とした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合	22%	29年度	44%	5年度	37%	40%	44%	P	P	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)		野生鳥獣による被害への対策の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		野生鳥獣による被害対策のため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置のほか、重点的な鳥獣害対策を実施する鳥獣害防止森林区域を設定するなど、必要な対策を講じる。									
目標① 【達成すべき目標】		鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	59%	2年度	対前年度以上	毎年度	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)「鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施」に該当するアウトカム指標として設定。
					59%	令和5年11月下旬頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年の森林法改正により市町村が「鳥獣害防止森林区域」を設定し、対策を重点的に講じることとしており、本区域の設定とシカ被害に関する施策の効果を評価するために、本指標を設定。 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度11月下旬頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／前年度実績値×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満								

施策(5)		適切な間伐(注7)等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		適切な間伐等の推進に向けて、間伐等特措法の枠組みの活用、森林経営管理制度と森林環境譲与税の活用、列状間伐等の普及を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		間伐等を推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア	令和3年度以降に間伐等を実施した面積	0 万ha	2年度	450 万ha	12年度	38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(5)「間伐等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。
						36.5 万ha	令和5年 7月上旬 頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度～令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの間伐面積207万haを目標値とした。
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度7～9月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(6)		路網整備の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		路網整備の推進に向けて、傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ路網の整備を引き続き進めるとともに、災害の激甚化等に対応できるよう路網の強靱化、長寿命化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】		路網整備の徹底										
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
ア 林道等の整備量		19.49 万km	元年度	21 万km	17年度	19.62 万km	19.69 万km	19.76 万km	19.84 万km	19.93 万km	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(6)「路網整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に示す今後15年間の林道等の整備の目安21万kmを目標値として設定。 各年度の目標値については、基準年度の新規整備量の実績を考慮して、毎年度段階的に新規整備量を増加させていくことを目標として設定した。
						19.57 万km	19.59 万km (暫定値)					
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(7)	複層林化(注8)と天然生林の保全管理等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性の保全、花粉発生源対策の推進等を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	針広混交林化の取組等を推進										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合	1.9%	30年度	2.9%	5年度	2.5%	2.7%	2.9%	P	P	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ア「生物多様性の保全」に該当するアウトカム指標として設定。
					2.6%	令和5年 7月上旬 頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、育成単層林のうち育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2％／年)向上させ、令和5年度までに2.9％に増加させることを目標値として設定した。
											※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		公的主体による森林整備を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度					
ア 市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積	40 万ha	2年度	170 万ha	8年度	－	83 万ha	105 万ha	127 万ha	148 万ha	S ↑ ー 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)イ「公的な関与による森林整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の公益的機能の発揮に向け、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、平成31年度から開始された森林経営管理制度等も活用し、公的主体による森林整備を推進することとしている。 市町村が森林所有者に対して、所有森林の経営管理の意向を確認するために実施する「意向調査」という公的な関与により、森林整備に繋がることが一定程度期待されることから、意向調査の実施面積を測定指標として設定。 目標値については、森林の集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとしており、当該目標を達成するために必要な意向調査の実施面積(170万ha)を最終的な目標値とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして、年度ごとの目標値を設定した。	
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		花粉症対策に資する苗木の生産や植栽									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数【再掲】	283 万本	元年度	3,000 万本	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	454 万本	518 万本	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ウ「花粉発生源対策の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 エリートツリー等の苗木は、一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下であり、花粉症対策に資する苗木であるため、指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種徳園の造成及びその採種徳園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種徳園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
					409 万本	令和5年 12月上旬 頃 把握予定 (暫定値)					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(8)		カーボンニュートラル実現への貢献										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		カーボンニュートラルの実現に貢献するため、間伐等の実施、天然生林の管理・保全、エリートツリー等の再造林、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材の開発・普及、HWP(伐採木材製品)(注9)による炭素の貯蔵、再生可能エネルギーの利用促進等の取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		適切な間伐の実施、エリートツリー等の再造林を促進、木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア 令和3年度以降に間伐等を実施した面積【再掲】		0 万ha	2年度	450 万ha	12年度	38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「適切な間伐の実施」に該当するアウトカム指標として設定。
						36.5 万ha	令和5年 7月上旬 頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度～令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの間伐面積207万haに基づき設定した。
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度7～9月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 林業用苗木のうち、エリートツリー等の苗木の本数【再掲】		283 万本	元年度	3,000 万本	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	454 万本	518 万本	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再造林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。
						409 万本	令和5年 12月上旬 頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種徳園の造成及びその採種徳園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種徳園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ウ 令和3年度以降に人工造林を実施した面積【再掲】	0 万ha	2年度	70 万ha	12年度	3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再生造林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度～令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの人工造林面積26万haに基づき設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
エ 国産材の供給量	3,100 万m3	元年度	4,000 万m3	7年度	3,300 万m3	3,400 万m3	3,600 万m3	3,800 万m3	4,000 万m3	F ↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵」に該当するアウトカム指標として設定。HWP(伐採木材製品)の炭素貯蔵量は木材利用量と廃棄量の差分から求められる変化量であり、木材利用量の増加がHWPの炭素貯蔵量の増加に寄与することから、指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において定められている令和7年度4,000万m3を目標とした。各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
	把握の方法		出典:木材需給表 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給表のデータにより把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(9)	国土の保全等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国土の保全等の推進に向けて、適正な保安林の配備及び保全管理、国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業、森林病虫害対策等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	保安林(注10)を計画的に指定										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア 保安林の面積	1,221 万ha	30年度	1,301 万ha	15年度	1,237 万ha	1,243 万ha	1,248 万ha	1,253 万ha	1,259 万ha	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)ア「保安林を計画的に指定」に該当するアウトカム指標として設定。
				1,226 万ha	令和5年 7月末頃 把握予定 (暫定値)				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定)により令和15年度までの計画量が定められているが、各年度の目標値は定められていないことから、各年度の目標値については、毎年一定の割合で向上させることとした。		
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月末頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】			「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき治山対策を推進、海岸防災林等の整備強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
ア 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	56.2 千集落	30年度	58.6 千集落	5年度	57.6 千集落	58.1 千集落	58.6 千集落	P	P	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落／年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
					57.3 千集落	57.7 千集落 (暫定値)					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:100%超、Aランク:80%以上100%未満、Bランク:50%以上80%未満、Cランク:50%未満									
イ 適切に保全されている海岸防災林等の割合	96%	30年度	100%	5年度	98%	99%	100%	P	P	S↑－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「海岸防災林等の整備強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる海岸防災林等の延長約9,000kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
					98%	98% (暫定値)					
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(海岸防災林等の延長－(機能が低下した海岸防災林等の延長－当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸防災林等の延長))／(海岸防災林等の延長)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		松くい虫(注11)対策等については、防除を引き続き実施、対策については被害先端地に重点化									
測定指標	基準値		目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	3年度	4年度			5年度	6年度	7年度				
ア 保全すべき松林(注12)の被害率 が1%未満の「微害」に抑えられて いる都府県の割合	85%	元年度	100%	7年度	90%	93%	95%	98%	100%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策等については、防除を引き続き実施」に該当するアウトカム指標として設定。
					85%	令和5年 8月下旬 頃把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約3%/年)向上させ、令和7年度までに100%とすることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)＝当年度実績(見込)値／当年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 高緯度・高標高の被害先端地域が 存する都府県の保全すべき松林 の被害率に対する全国の保全す べき松林における被害率の割合	100%	2年度	100% 以上	毎年度	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策については被害先端地に重点化」に該当するアウトカム指標として設定。
					91%	令和5年 8月下旬 頃把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である100%以上とすることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率以下に減少させる。 達成度合(%)＝(全国の保全松林の被害率)／(先端地域が存する都府県の保全松林被害率)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(10)		新たな山村価値の創造										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		山村の内発的な発展、山村集落の維持・活性化、関係人口の拡大等を図る。										
目標① 【達成すべき目標】		未利用材の熱利用などを推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
ア 国産の燃料材利用量		693 万m3	元年度	800 万m3	7年度	720 万m3	740 万m3	760 万m3	780 万m3	800 万m3	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ア「未利用材の熱利用などを推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。
						935 万m3	令和5年 12月末頃 把握予定					
				把握の方法		出典:木材需給表 作成時期:調査年度の翌年度12月末頃 算出方法:木材需給表のデータにより把握						
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】			「緑の雇用」事業(注13)によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー)(注14)1年目研修生)の就業3年後の定着率	73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)イ「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上させて離職者数を抑制する必要がある。具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として設定した。 各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】			「森林サービス産業」(注15)の推進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
「森林サービス産業」に取り組む地域数	0 地域	元年度	45 地域	7年度	20 地域	30 地域	35 地域	40 地域	45 地域	S↑一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ウ『森林サービス産業』の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「森林サービス産業」に取り組む地域数については、「新たな森林空間利用創出対策」を実施する令和4年度までは毎年10地域、その後は新たに毎年5地域を見込んで目標値として設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:都道府県への聞き取りにより把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(11)		国民参加の森林づくり等の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		国民参加の森林づくり等の推進に向けて、多様な主体による森林づくり活動を促進するため、企業・NPO等のネットワーク化、普及啓発活動を促進するとともに、森林環境教育等の充実を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア フォレストサポーターズ(注16)の登録数	6.9 万件	2年度	7.2 万件	7年度	7.0 万件	7.0 万件	7.1 万件	7.1 万件	7.2 万件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。
									【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度のフォレストサポーターズの登録件数6.9万件を基準値とし、毎年500件程度増加することを前提として目標を設定した。		
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度4月 算出方法:制度運営団体の情報により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 森林ボランティア団体数	4,502 団体	2年度	4,582 団体	7年度	4,512 団体	4,522 団体	4,542 団体	4,562 団体	4,582 団体	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。
									【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度の森林ボランティア団体数は4,502団体を基準値として、近年の傾向を踏まえ設定。なお新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和4年度までは毎年10団体の増加、令和5年度から7年度は毎年20団体の増加とすることを目標として設定した。		
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度4月 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ウ 民有林における企業による森林づくり活動の実施箇所数	1,101 箇所	元年度	1,170 箇所	7年度	1,121 箇所	1,131 箇所	1,144 箇所	1,157 箇所	1,170 箇所	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。
					1,148 箇所	令和5年 9月頃 把握予定			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の企業による森林づくり活動の実施箇所数1,101箇所を基準値とし、近年の傾向を踏まえ設定。なお令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し毎年10箇所の増加、令和5年度から7年度は毎年13箇所の増加とすることを目標として設定した。		
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(12)		国際的な協調及び貢献									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
持続可能な森林経営(注17)を推進する民間団体等による国際協力プロジェクト数	90件	2年度	99件	7年度	92件	94件	96件	97件	99件	S ↑ ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(13)「開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献」に該当するアウトカム指標として設定。
					99件	103件					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 我が国が世界の持続可能な森林経営の推進のために実施した国際協力プロジェクトの数(森林・林業分野における①民間団体による国際協力プロジェクト及び②JICAによる国際協力プロジェクトの合計数)を、令和7年度の最終目標値99件(5年間で10%増加)に設定し、毎年度一定割合(年2%)で増加させることとして設定した。
	把握の方法		出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度5月 算出方法: JICA及び公益法人等からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:5-7,8,13,17,24)	(5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ (10)-①-ア (10)-②-ア (10)-③-ア		(17) 分取林等施業転換推進事業 (平成30年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	
(2) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:5-1,3,7,8,10,13,14,15,17,20,21,24)	(10)-①-ア (10)-②-ア (10)-③-ア		(18) 世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	(7)-①-ア	
(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:5-7,13,14,24)	(4)-①-ア		(19) 森林技術国際展開支援事業 (令和2年度) (主)	(12)-①-ア	
(4) 地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主)	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ		(20) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 (令和4年度) (主)	(10)-③-ア (11)-①-ア (11)-①-イ (11)-①-ウ	
(5) 森林病害虫等被害対策 (昭和25年度) (主)	(9)-③-ア (9)-③-イ		(21) 治山事業(補助) (昭和26年度) (主)	(9)-②-ア (9)-②-イ	
(6) 保安林等整備管理費 (昭和27年度) (主)	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ		(22) 森林整備事業(国研) (昭和36年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	
(7) 特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(23) 森林整備事業(補助) (平成23年度) (主)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	

(8) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主)	(2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (7)-①-ア (9)-③-ア (9)-③-イ		(24) 森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	
(9) 森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主)	(8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ		(25) 治山事業(直轄) (平成25年度) (主)	(9)-②-ア (9)-②-イ	
(10) 幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ		(26) 森林・林業新規就業支援対策 (平成25年度) (関連:5-20)	(10)-②-ア	
(11) 花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主)	(7)-③-ア		(27) 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 (平成27年度) (関連:5-20,21)	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	
(12) 森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (主)	(7)-①-ア		(28) 林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:5-20,21)	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	
(13) 国有林野事業 (平成25年度) (主)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(29) 林業イノベーション推進総合対策 (令和2年度) (関連:5-20,21)	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	

	(14) 森林・山村地域振興対策 (平成25年度) (主)	(5)-①-ア (10)-①-ア (11)-①-イ		(30) 林業・木材産業循環成長対策 (令和5年度) (関連:5-20,21)	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	
	(15) 国際林業協力事業 (平成25年度) (主)	(12)-①-ア		(31) 林業デジタル・イノベーション総合対策 (令和5年度) (関連:5-20,21)	(2)-②-ア (8)-①-エ	
	(16) シカ等による森林被害緊急対策事業 (平成27年度) (主)	(4)-①-ア				
	行政事業レビューシート 参照URL					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 森林病虫害等防除法 (昭和25年)	-	-	-	-	(9)-③-ア (9)-③-イ	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。
(2) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	国有林野の適切かつ効率的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
(3) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ (9)-③-ア (9)-③-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。
(4) 森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。
(5) 森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。
(6) 森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。
(7) 地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(9)-②-ア (9)-②-イ	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。
(8) 分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。

(9)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	長期的視点に立つて、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
(10)	林業種苗法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-イ (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行う者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に寄与する。
(11)	森林の保健機能の増進に関する 特別措置法 (平成2年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
(12)	緑の募金による森林整備等の推進 に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(11)-①-イ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。
(13)	森林の間伐等の実施の促進に関 する特別措置法 (平成20年)	-	-	-	-	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、間伐・再造林等を促進するための市町村への交付金、特定母樹の増殖の支援、増殖した特定母樹から育成した苗木を積極的に用いた再造林への支援等の措置を通じて、森林の適正な整備に寄与する。
(14)	森林経営管理法 (平成31年)	-	-	-	-	(2)-①-ア (7)-②-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。
(15)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (令和4年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ (9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ (9)-③-ア (9)-③-イ (10)-②-ア (12)-①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。

(16)	保安林の非課税 〔固定資産税：地法第348条第2項 第7号〕 (昭和25年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)→①-ア (3)→③-ア (5)→①-ア (6)→①-ア (7)→①-ア (8)→①-ア (8)→①-ウ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(17)	収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 〔所得税・法人税：措法第33条、第 64条〕 (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)→①-ア (3)→③-ア (5)→①-ア (6)→①-ア (7)→①-ア (8)→①-ア (8)→①-ウ	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税 の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の 多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
(18)	保安林の非課税 〔不動産取得税：地法第73条の4第 3項〕 (昭和29年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(9)→①-ア	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(19)	収用交換等の場合の譲渡所得等 の特別控除 〔所得税・法人税：措法第33条の 4、第65条の2〕 (昭和38年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)→①-ア (3)→③-ア (5)→①-ア (6)→①-ア (7)→①-ア (8)→①-ア (8)→①-ウ	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の 多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(20)	計画伐採に係る相続税の延納等 の特例 〔相続税：措法第70条の8の2〕 (昭和42年度)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1 (-)	-	(1)→①-ア (3)→②-ア (3)→③-ア (5)→①-ア (6)→①-ア (7)→①-ア (8)→①-ア (8)→①-ウ	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場 合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森 林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
(21)	山林所得に係る森林計画特別控 除 〔所得税：措法第30条の2〕 (昭和42年度)	国税44 (50) 地方税118 (115)	国税45 (67) 地方税127 (151)	国税52 (-) 地方税129 (-)	-	(1)→①-ア (3)→②-ア (3)→③-ア (5)→①-ア (6)→①-ア (7)→①-ア (8)→①-ア (8)→①-ウ	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万 円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性 の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
(22)	特定土地区画整理事業等のため に土地等を譲渡した場合の譲渡所 得の特別控除 〔所得税・法人税：措法第34条、第 65条の3〕 (昭和50年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(9)→①-ア (9)→②-ア (9)→②-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を 措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(23)	特別緑地保全地区等内の土地に 係る相続税の延納に伴う利子税の 特例 〔相続税：措法第70条の9〕 (昭和62年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(9)→①-ア	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。

(24)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5] (平成14年度)	28 (-)	26 (-)	26 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林経営(施業)計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
(25)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の6] (平成24年度)	168 (-)	168 (-)	169 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 【国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(6) 【復興庁より】 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 (平成24年度)	-	
(2) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(7) 【復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	-	
(3) 【国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(8) 【復興庁より】 森林整備事業(直轄) (平成25年度)	-	
(4) 【内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ		(9) 【復興庁より】 森林整備事業(補助) (平成24年度)	-	

	【内閣府より】 (5) 治山事業に必要な経費（沖縄振興） （昭和47年度）	(9)ー②ーア (9)ー②ーイ		【復興庁より】 (10) 森林整備事業（国研） （平成24年度）	-	
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL						

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	年齢級	年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」と数える。
注2	森林整備保全事業計画	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を行う「森林整備事業」と国土保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う「治山事業」に関する計画。
注3	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注4	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注5	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注6	特定母樹	エリートツリー等のうち、成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定。
注7	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注8	複層林化	針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。
注9	HWP（伐採木材製品）	「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。
注10	保安林	森林のうち、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備などの公益的機能の発揮を目的として、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林。

注11	松くい虫	松くい虫被害は「マツノザイセンチュウ」という体長約1mmの外来の線虫が、在来種であるマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し、枯死させる「マツ材線虫病」であり、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)においては、マツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリ等に限定してこれを「松くい虫」と称している。
注12	保全すべき松林	保安林や景勝地、せき悪地の松林など、公益的機能が高く将来的に保全する必要がある松林であって、松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注13	「緑の雇用」事業	未経験者でも林業に就き必要な技術を学ぶため、林業経営体に採用された人に対し講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。研修年次に応じて研修の内容をステップアップさせ、さまざまな技能を身につけられるよう体系的な研修プログラムが用意されている。
注14	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。
注15	「森林サービス産業」	山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。
注16	フォレストサポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組み。
注17	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5-⑳)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展	担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/計画課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	望ましい林業構造の確立、担い手となる林業経営体の育成、人材の育成・確保等、林業従事者の労働環境の改善、特用林産物の生産振興等	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の2 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第2 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) IIIの7 ・林業イノベーション現場実装推進プログラム(令和元年12月農林水産省策定、令和4年7月アップデート)	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

施策(1)		望ましい林業構造の確立									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		望ましい林業構造の確立に向けて、「新しい林業」を展開すべく、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー（注1）等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化等の取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		造林コストの低減、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合【再掲】	22%	29年度	44%	5年度	37%	40%	44%	P	P	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「造林コストの低減」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 森林整備保全事業計画（令和元年5月28日閣議決定）に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合（4％／年程度）向上させ、令和5年度までに44％まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
		把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度12月頃（暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定） 算出方法：都道府県等からの実績報告により把握							
	達成度合いの判定方法		達成度合（％）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満								
イ 自動化等の機能を持った高性能林業機械（注2）等の実用化件数	0件	2年度	8件	7年度	－	2件	4件	6件	8件	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 林業機械の開発は複数年に渡って行われており、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月農林水産省策定、令和4年7月アップデート）の各技術のロードマップにおいても、伐採作業・造林作業の機械化（自動化・遠隔化）については、開発終了後、市販化し、普及開始までに、3～4年程度という見通しとなっていることから、開発終了後4年以内で実用化される想定で令和4年度以降に目標を設定。 各年度の目標値は、近年の開発状況を踏まえて、2件／年と設定した。
					2件	3件					
		把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：補助事業終了後5年間提出される進捗状況等報告書や聞き取り調査にて状況を判定							
	達成度合いの判定方法		達成度合（％）＝当該年度実績（見込）値／当該年度目標値×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ウ スマート林業(注3)をモデル的に 導入した都道府県数	12 都道 府県	2年度	47 都道 府県	6年度	20 都道 府県	28 都道 府県	37 都道 府県	47 都道 府県	-	S ↑ ー 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 成長戦略ロードマップ(令和元年11月 未来投資会議構造改革徹底推進会合)において、目標値が定められており、これに基づき設定した。「高度な森林情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等」を実践的に導入している数を計上するもの。なお、指標タイトルには「モデル的」とあるが、令和元年11月に策定された未来投資戦略に合わせたものであり、目標値もこれに合わせて作成された工程表において設定されているため、文言を統一した。
	把握の方法		出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の3月頃 算出方法: 林野庁の補助事業の実施状況及び都道府県への取組等の聞き取り								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
エ デジタル林業戦略拠点構築に向 けた取組を実施する都道府県数	7 都道 府県	5年度	47 都道 府県	9年度	-	-	7 都道 府県	17 都道 府県	27 都道 府県	S ↑ ー 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 デジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組を開始した令和5年度から令和9年度までの5年間に、全都道府県での拠点の構築に向けた取組を開始することを目指して設定した。 各年度の目標値は、令和5年度の基準の値から目標年度に向かって、毎年度一定数増加させることとした。 ※デジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組 デジタル林業戦略拠点の構築(地域一体での林業活動へのデジタル技術の活用について、効果検証等を通じて自律的に技術やシステムの改良を行って、現場実装を進めている状態)を目指して、地域コンソーシアムを組成するなどして、取組を開始している状態。 具体的には、地域の組織体制・デジタル技術の活用状況などについてチェックリスト(令和5年12月完成予定)により構築に向けた取組を実施しているかを評価する。
	把握の方法		出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の3月頃 算出方法: 林野庁の補助事業の実施状況及び都道府県への取組等の聞き取り								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	担い手となる林業経営体の育成										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手となる林業経営体の育成に向けて、長期的な経営の確保、経営基盤及び経営力の強化、生産性の向上、再造林の実施体制の整備等を進める。										
目標① 【達成すべき目標】	長期的な経営の確保										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合【再掲】	71%	27年度	100%	10年度	79%	81%	84%	86%	89%	S ↑ ー 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)ア「長期的な経営の確保」に該当するアウトカム指標として設定。
					82%	令和5年 8月頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注4)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注5)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		施業集約化等を担う森林施業プランナー（注6）の育成、木材の有利販売等を担う森林経営プランナー（注7）の育成										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度							
ア 認定森林施業プランナーの現役 人数	2,167人	2年度	3,500人	12年度	2,300人	2,433人	2,566人	2,700人	2,833人	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林施業プランナーの育成」に該当するアウトカム指標として設定。長期的な経営の確保のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの現役人数の確保は、林業経営体の育成において必要であることから選定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 間伐期から主伐期への移行に伴い、認定森林施業プランナーの役割として再造林の提案が重要となる。全国森林計画における人工造林面積（6.8万ha／年）に、平成30年度の総人工造林面積（3.0万ha）のうち私営人工造林面積（1.4万ha）の割合を乗じ、更に大規模森林所有者の行う人工造林面積を減じた数値（3.1万ha）を、森林施業プランナー業務をほぼ専属で担当している者が1年間に担当する推計造林面積（9ha）で除した場合、約3,500人が必要である。目標値は、引退人数を加味しつつ、毎年一定ペースで令和12年度までに育成するとして設定した。	
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：森林施業プランナー協会の認定・更新情報により把握									
	達成度合いの 判定方法		達成度合（％）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									
イ 認定森林経営プランナーの現役 人数	0人	2年度	500人	7年度	100人	300人	500人	500人	500人	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林経営プランナーの育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 主要な森林組合（旧中核組合）及び認定森林施業プランナーが在籍する森林組合系統以外の林業経営体に認定森林経営プランナーが1名以上在籍する場合として500名が必要。令和5年度までに500名を育成し、その後はその数を維持するものとして設定した。なお、目標値の設定年度は認定年度（研修実施の翌年度）である。	
	把握の方法		出典：林野庁調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：森林施業プランナー協会の認定・更新情報により把握									
	達成度合いの 判定方法		達成度合（％）＝（当該年度実績（見込）値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

目標③ 【達成すべき目標】		林業経営体の生産性の向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 林業経営体の労働生産性(主伐)	7m3/人・日	30年度	11m3/人・日	12年度	8m3/人・ 日	8m3/人・ 日	8m3/人・ 日	9m3/人・ 日	9m3/人・ 日	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画における、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値(主伐11m3/人・日、間伐8m3/人・日)を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃 算出方法:都道府県からの回答データを分析して把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 林業経営体の労働生産性(間伐)	4m3/人・日	30年度	8m3/人・日	12年度	5m3/人・ 日	5m3/人・ 日	6m3/人・ 日	6m3/人・ 日	6m3/人・ 日	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画における、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値(主伐11m3/人・日、間伐8m3/人・日)を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃 算出方法:都道府県からの回答データを分析して把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		造林作業手の育成・確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 安全かつ効率的な技術を有する 新規就業者数(林業作業士(フォ レストワーカー)(注8)1年目研修生 の人数)	772人	元年度	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)オ「造林作業手の育成・確保」に該当するアウトカム指標として設 定。
					720人	令和5年 7月下旬 頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標 を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保する には、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成し ていく必要があるものとして設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)		人材の育成・確保等										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		人材の育成・確保等に向けて、「緑の雇用」事業等により、段階的かつ体系的な人材育成を推進、指導者として活躍できる現場管理責任者等を育成する。										
目標① 【達成すべき目標】		「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進										
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 安全かつ効率的な技術を有する 新規就業者数(林業作業士(フォ レストワーカー)1年目研修生の人 数)【再掲】	772人	元年度	1,200人	毎年度	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム 指標として設定。	
					720人	令和5年 7月下旬 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標 を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保する には、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成し ていく必要があるものとして設定した。	
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握									
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 新規就業者(林業作業士(フォレス トワーカー)1年目研修生)の就業3 年後の定着率【再掲】	73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム 指標として設定。	
					72%	78%					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標 を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保する には、新規就業者の確保に加え、定着率を向上させて離職者数を抑制する必要がある。 具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と 試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として 設定した。 各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に 設定した。	
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握									
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ウ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等(注9)の育成人数	3,128人	元年度	7,200人	7年度	4,670人	5,570人	6,250人	6,730人	7,200人	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「現場管理責任者等の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に基づき、林業従事者の労働環境を改善するとともにOJTの指導者として活躍できる現場管理責任者等を全国に育成するため、約2,000ある認定事業主について、フォレストリーダーを3名程度ずつ配置(令和7年度:6,000人)。さらに、認定事業主のうち小規模事業体を除く6割に複数の現場作業班を統括するフォレストマネージャーを1名程度ずつ配置(令和7年度:1,200人)するものとして設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:現場技能者キャリアアップ対策の実績により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)		林業従事者の労働環境の改善										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		林業従事者の労働環境の改善に向けて、処遇等の改善、労働安全対策の強化を推進										
目標① 【達成すべき目標】		林業従事者の通年雇用化										
測定指標		基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 森林組合雇用労働者の年間就業 日数210日以上の割合		65%	30年度	77%	7年度	69%	71%	73%	75%	77%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)ア「林業従事者の通年雇用化」に該当するアウトカム指標として設定。
					68%	令和6年 3月下旬 頃 把握予定				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業従事者の処遇改善には、雇用の安定化につながる林業経営体における通年雇用化が不可欠であり、森林組合雇用労働者数に占める年間210日以上就業労働者数の割合を建設業等の他産業の水準に引き上げるものとして設定。平成29年度時点での建設業83%を長期的な目標とし、その過程として令和7年度の目標を77%とした。 各年度ごとの目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。		
	把握の方法		出典:森林組合統計(林野庁) 作成時期:調査年度の翌年度3月頃 算出方法:(目標年度の年間210日以上就業した組合雇用労働者数)／(組合雇用労働者数の総数)×100									
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		死傷年千人率(注10)を半減									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 林業の死傷年千人率	25.5 年千人率	2年	12.8 年千人率	12年	24.2 年千人率	23.0 年千人率	21.7 年千人率	20.4 年千人率	19.1 年千人率	F ↓ ー 差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)イ「死傷年千人率を半減」に該当するアウトカム指標として設定。
					24.7 年千人率	23.5 年千人率					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた死傷年千人率の半減目標(令和12年)に基づき設定した。 (年千人率＝(1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数)×1,000)
	把握の方法		出典:厚生労働省「業種別死傷年千人率」 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:年千人率＝(1年間の死傷者数／1年間の平均労働者数)×1,000								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績(見込)値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(5)	特用林産物の生産振興										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	特用林産物の生産振興に向けて、菌床きのこ培養施設やほだ場など生産基盤の整備、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組む。										
目標① 【達成すべき目標】	菌床きのこ培養施設など生産基盤の整備										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 国産きのこの生産量	47万トン	30年度	49万トン	12年度	47.2 万トン	47.4 万トン	47.6 万トン	47.8 万トン	48.0 万トン	F ↑ ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)「菌床きのこ培養施設など生産基盤の整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に掲げる生産努力目標の令和12年度49万トンを設定した。目標年度及び目標値は、計画に定められているが、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。
		把握の方法		出典:特用林産物生産統計調査 作成時期:調査年度の翌年度8月末(暫定値は調査年度の翌年度6月末) 算出方法:調査票の集計による(各都道府県等経由)							
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 経営継続補助事業 (令和2年度) (関連:5-6,23)	-		(8) 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 (平成27年度) (関連:5-19,21)	(5)-①-ア	
(2) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:5-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,21,24)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア (5)-①-ア		(9) 林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:5-19,21)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (5)-①-ア	
(3) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:5-19,21)	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア		(10) 木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (関連:5-21)	(5)-①-ア	
(4) 森林・林業新規就業支援対策 (平成25年度) (主)	(2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ		(11) 林業イノベーション推進総合対策 (令和2年度) (関連:5-19,21)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア	
(5) 現場技能者キャリアアップ対策 (平成30年度) (主)	(3)-①-ウ (4)-②-ア		(12) 林業・木材産業循環成長対策 (令和5年度) (関連:5-19,21)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア (5)-①-ア	
(6) 森林経営管理制度推進事業 (令和元年度) (主)	(2)-①-ア		(13) 林業デジタル・イノベーション総合対策 (令和5年度) (関連:5-19,21)	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア	

	(7) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア				
	行政事業レビューシート 参照URL					

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 森林保険法 （昭和12年）	-	-	-	-	(2)-①-ア	国立研究開発法人森林研究・整備機構が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。
(2) 森林法（普及指導事業制度） （昭和26年）	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。
(3) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 （昭和41年）	-	-	-	-	(2)-①-ア	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(4) 林業・木材産業改善資金助成法 （昭和51年）	-	-	-	-	(2)-③-ア (2)-③-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(5) 森林組合法 （昭和53年）	-	-	-	-	(2)-③-ア (2)-③-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(6) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 （昭和54年）	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(7) 林業労働力の確保の促進に関する法律 （平成8年）	-	-	-	-	(2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(8) 森林経営管理法 （平成31年）	-	-	-	-	(2)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。

(9)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (令和4年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア (5)-①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(10)	山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(2)-①-ア	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額一伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。
(11)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税:措法第57条の5] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(12)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税:措法第34条の3] (昭和45年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(2)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあつてしなかった場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。
(13)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例[固定資産税:地方税法349条の3第3項、附則第15条第36項及び第37条] (昭和49年度) (主)	398 (159)	398 (134)	154 (令和5年9月頃把握予定)	182	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(14)	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 [事業所税:地法第701条の41第1項第1号] (昭和50年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

(15)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6] (平成10年度)	国税69 (74) 地方税25 (29)	国税69 (103) 地方税25 (38)	国税80 (-) 地方税30 (-)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中 小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが 可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(16)	農業協同組合等の合併に係る課 税の特例 [法人税:措法第68条の2] (平成13年度)	国税12 (0) 地方税5.4 (0)	国税0 (0) 地方税0 (0)	国税0 (-) 地方税0 (-)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることが できる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが 可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(17)	山林についての相続税の納税猶 予 [相続税:措法第70条の6の6] (平成24年度)	168 (-)	168 (-)	169 (-)	-	(2)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被 相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応す る相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的か つ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の 維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。
(18)	中小企業者等が特定経営力向上 設備等を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の5 の3、第42条の12の4] (平成29年度)	国税254 (254) 地方税18 (18)	国税254 (-) 地方税18 (-)	国税254 (-) 地方税18 (-)	-	-	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%(特定中 小企業者等にあっては10%)の税額控除を選択適用できる特例を措置。 このことにより、特定経営力向上設備と位置付けられる高性能な林業機械等の導入(機械化等投資)を促進し、林業における継続的な生産 性向上及び経営改善・強化を通じて、林業者の経営安定及び林産物の安定供給を確保することに寄与する。
(19)	協同組合等有する普通出資に 係る受取配当等の益金不算入の 特例 [法人税:措法第67条の8] (平成29年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	協同組合等の連合会等に対する出資(優先出資を除く。)につき支払を受ける配当等の額については、益金不算入割合を50%とする。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが 可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 特用林産施設体制整備復興事業 (平成24年度)		-		-		-	-
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL							

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注2	高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べ、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。主な高性能林業機械として、フェラーパンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
注3	スマート林業	国内の労働人口は減少することが予測されている中で、林業においてもICT 技術を活用し、1人当たりの生産性を向上させると共に、労働安全の確保、雇用形態の安定化などによる担い手の確保・育成を進める。
注4	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注5	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注6	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注7	森林経営プランナー	森林の公益的機能・森林整備の重要性を理解した上で、社会情勢や需要に即した木材の有利販売等による収益の最大化と収穫後の資源循環に取り組み、循環型林業を目指し実践する経営人材。
注8	林業作業士（フォレストワーカー）	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録されたもの。
注9	統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を修了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者（フォレストリーダー）が該当する。
注10	死傷年千人率	1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5－②)

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保	担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	原木の安定供給、木材産業の競争力強化、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成等	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の3 ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定、令和4年12月27日改訂)	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

施策(1)	原木の安定供給										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	望ましい安定供給体制、木材の生産流通の効率化										
目標① 【達成すべき目標】	原木を安定的に供給する体制への転換										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 国産材の供給量【再掲】	3,100 万m3	元年度	4,000 万m3	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)ア「原木を安定的に供給する体制への転換」に該当するアウトカム指標として設定。
					3,372 万m3	令和5年 9月末頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において令和7年度4,000万m3が目標として定められている。その実現には原木の安定供給体制の構築が必要であることから、測定指標に設定した。 各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
	把握の方法		出典:木材需給表 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給表のデータにより把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		川上と川中(注1)との協定取引や直送等の取組を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア 素材生産者から製材工場等への直送率	40%	30年度	51%	5年度	-	-	51%	-	-	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)イ「川上と川中との協定取引や直送等の取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木材の生産流通の効率化については、基本計画において、木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするため、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていくこととしており、政策目標では、この中で指標が存在している直送率を測定指標として設定。 目標値については、過去の実績等を踏まえて設定した。次回は令和5年度の実績を調査予定。
	把握の方法		出典:木材流通構造調査 作成時期:調査年度翌年度の8月頃に公表(次回は令和5年度に調査実施予定) 算出方法:公表資料を基に木材産業課で試算								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	木材産業の競争力強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	大規模工場等における「国際競争力」、中小製材工場等における「地場競争力」の強化、JAS製品の供給及び国産材比率の低い分野への利用を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	建築用材市場における需要を獲得していくため、製品を低コストで安定的に供給										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 建築用材における国産材利用量	1,800 万m3	元年度	2,500 万m3	7年度	2,000 万m3	2,100 万m3	2,200 万m3	2,300 万m3	2,500 万m3	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)ア「建築用材市場における需要を獲得していくため、製品を低コストで安定的に供給」に該当するアウトカム指標として設定。
					1,752 万m3	令和5年 9月末頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 建築用材における国産材利用量は森林・林業基本計画に令和7年度2,500万m3が目標として定められており、その需要拡大には製品の安定供給が必要であり、そのひとつの手段として大規模工場等における国際競争力の強化が定められていることから、本項目の測定指標に設定した。 年度毎の目標値は、目標に向けておよそ一定割合で増加させることとした。
	把握の方法		出典:木材需給表 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給表のデータにより把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等、JAS製品の利用を促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
ア JAS製材(機械等級区分構造用製材)の認証工場数	90工場	2年度	110工場	7年度	94工場	98工場	102工場	106工場	110工場	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)イ「細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等」及びウ「JAS製品の利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中小規模の製材工場等については、高い単価の地域材製品の生産や細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、競争力を強化し、寸法安定性に優れるなど品質性能の確かな木材製品の供給を促進していくこととしている。品質性能の確かな木材製品として、JAS製品の中で、特に今後非住宅分野等での利用が求められる機械等級区分製材の供給促進が重要であることから、JAS製材(機械等級区分構造用製材)の供給を行うことができる認証工場の数を指標とし、近年の実績を踏まえて目標値を設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:林野庁調べのデータを基に試算								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		横架材や羽柄材等での利用を拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
ア 横架材用のラミナ及び羽柄材を含む国産材建築用材(ひき割類)の出荷量	2,036千m3	30年度	2,110千m3	7年度	2,070千m3	2,080千m3	2,090千m3	2,100千m3	2,110千m3	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)エ「横架材や羽柄材等での利用を拡大」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえ、横架材や羽柄材等での国産材の利用を拡大していくことが有効であることから、横架材に多く使用される集成材の構成要素であるラミナ及び羽柄材を含む国産材建築用材(ひき割類)の出荷量を測定指標とし、目標値は近年の実績を踏まえて設定した。
	把握の方法		出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	都市等における木材利用の促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	都市等における木材利用の促進に向けて、国自らが率先して公共建築物等の木造化・内装の木質化などを推進する。また、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	公共建築物等の木造化・内装の木質化を推進										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 公共建築物の木造率	13.8%	元年度	20%	7年度	16%	17%	18%	19%	20%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)「公共建築物等の木造化・内装の木質化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					13.2%	令和6年 3月末頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 公共建築物の木造率は、平成22年度は8.3%だったが、令和元年度は13.8%となり、9年間で5.5ポイント上昇した。木造化を加速させる観点から、令和3年度から令和7年度の5年間で5ポイントの上昇を目指し、令和7年度に木造率20%を目標値として設定。年度毎の目標値は、毎年度一定の割合で上昇させることとした。 ※ポイントは、%値の変化量をあらわす。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月末頃 算出方法:「国土交通省建築着工統計調査」のデータを基に試算								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)		生活関連分野等における木材利用の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		生活関連分野等における木材利用の促進に向けて、木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、生活関連分野等への木材利用を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】		生活関連分野等への木材利用を促進									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 木材を購入する際、国産材であることを重視する人の割合	20%	2年度	30%	7年度	22%	24%	26%	28%	30%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万m3(令和元年度)から40百万m3(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。 各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:アンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ ウッド・チェンジロゴマークの使用登録数	136件	3年度	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標とする(各都道府県10～20件)。露出が増大することによる波及効果として徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の目標値を設定した。
					136件	250件					
		把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:登録者数の合計							
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(5)	木質バイオマス(注2)の利用										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木質バイオマス利用に向けて、エネルギー利用、マテリアル利用を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	燃料材の安定供給										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 国産の燃料材利用量【再掲】	693 万m3	元年度	800 万m3	7年度	720 万m3	740 万m3	760 万m3	780 万m3	800 万m3	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)ア「燃料材の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。
					935 万m3	令和5年 12月末頃 把握予定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。
	把握の方法		出典:木材需給表 作成時期:調査年度の翌年度12月末頃 算出方法:木材需給表のデータにより把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		新素材の研究・技術開発を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 新素材の開発・実証件数	2件	2年度	3件	毎年度	3件	3件	3件	3件	3件	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)イ「新素材の研究・技術開発を推進」に該当するアウトプット指標として設定。新素材の製造技術は開発・実証段階であり、確実に製品化まで達成されないと限らないことから、適切な指標として設定。
					3件	2件					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新素材の研究・技術開発については、毎年度の補助事業での開発・実証見込件数である3件を目標値として設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:補助事業終了後の成果報告書等にて技術や製品の開発・実証の状況を判定								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:95%以上150%以下、Bランク:90%以上95%未満、Cランク:90%未満									

施策(6)		木材等の輸出促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		木材等の輸出促進に向けて、付加価値の高い木材製品の輸出への転換を図る。										
目標① 【達成すべき目標】		付加価値の高い木材製品の輸出への転換										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
ア 製材・合板の輸出額		125億円	元年度	351億円	7年度	176億円	209億円	249億円	296億円	351億円	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(6)「付加価値の高い木材製品の輸出への転換」に該当するアウトカム指標として設定。
						176億円	207億円					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、製材・合板を輸出重点項目と位置付け、目標年度及び目標値を定めている。 年度ごとの目標値については、同戦略において明確化した、目標達成のための手段の進捗を考慮して設定した。
		把握の方法		出典:貿易統計(財務省) 公表時期:調査年度の3月頃 算出方法:貿易統計中 HS4407、4412、4413の年内の合計値								
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(7)		消費者等の理解の醸成									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		消費者等の理解の醸成に向けて、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信、「木づかい運動」や「木育」等の推進、合法伐採木材等の流通量の増加を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		消費者等の理解を醸成、合法伐採木材の流通量を増加									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 木材を購入する際、国産材であることを重視する人の割合【再掲】	20%	2年度	30%	7年度	22%	24%	26%	28%	30%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「消費者等の理解を醸成」に該当するアウトカム指標として設定。
					21.6%	21.3%					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万m3(令和元年度)から40百万m3(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。 各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:アンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ ウッド・チェンジロゴマークの使用登録数【再掲】	136件	3年度	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計画第3の3(7)「消費者等の理解を醸成」に該当するアウトカム指標として設定。
					136件	250件					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標とする(各都道府県10～20件)。露出が増大することによる波及効果として徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の目標値を設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:登録者数の合計								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績(見込)値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	3,035 万m3	元年度	4,350 万m3	7年度	3,473 万m3	3,693 万m3	3,912 万m3	4,131 万m3	4,350 万m3	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「合法伐採木材の流通量を増加」に該当するアウトカム指標として設定。
					3,602 万m3	令和5年 12月 下旬頃 把握予定 (暫定値)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画において、令和7年度の木材の総需要量が8,700万m3と見通されており、このうち、約5割の木材について、第一種登録木材関連事業者により合法性の確認が行われることを目指し、目標を設定。 毎年度の目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度4月(暫定値は調査年度の翌年度12月下旬頃把握予定) 算出方法:登録実施機関による年度報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:5-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,20,24)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア		(8) 林業信用保証事業交付金 (平成30年度) (主)	(1)-①-ア	
(2) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:5-19,20)	(1)-①-ア		(9) 林業施設整備等利子助成事業 (平成30年度) (主)	(1)-①-ア	
(3) 国有林野事業 (平成25年度) (関連:5-19)	(1)-①-ア		(10) 林業イノベーション推進総合対策 (令和2年度) (主)	(1)-①-ア (5)-②-ア	
(4) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 (令和4年度) (関連:5-19)	(4)-①-ア (4)-①-イ (7)-①-ア (7)-①-イ		(11) 建築用木材供給・利用強化対策 (令和3年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	
(5) 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 (平成27年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア (6)-①-ア		(12) 国産材転換支援緊急対策事業 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア	
(6) 林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア		(13) 林業・木材産業循環成長対策 (令和5年度) (主)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	

	(7) 木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (主)	(3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ (7)-①-ウ		(14) 林業デジタル・イノベーション総合対策 (令和5年度) (主)	(1)-①-ア (5)-②-ア	
	行政事業レビューシート 参照URL					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(2) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(3) 木材の安定供給の確保に関する 特別措置法 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(4) 脱炭素社会の実現に資する等の ための建築物等における木材の利 用の促進に関する法律 (平成22年、令和3年改正)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (5)-②-ア (7)-①-ア (7)-①-イ (7)-①-ウ	木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、木材利用促進本部の設置、建築物における木材の利用の促進及び建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等建築物における木材の利用を促進するための必要な措置を講ずる。 同法の規定により、木材利用促進本部において定める基本方針に基づき、国や地方公共団体による公共建築物等での率先的な木材利用を推進し、民間建築物における木材利用を促進することにより、都市における木材利用の促進、木材の需要拡大等に寄与する。
(5) 合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する法律 (平成29年)	-	-	-	-	(7)-①-ウ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。
(6) 農林水産物及び食品の輸出の促 進に関する法律 (令和2年)	-	-	-	-	(6)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。
(7) 森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (令和4年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (5)-②-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ (7)-①-ウ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(8) 収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 [所得税・法人税：措法第33条、第 64条] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

(9)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例〔所得税:措法第33条の2〕 (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(10)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除〔所得税:法人税:措法第33条の4、第65条の2〕 (昭和38年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(11)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 〔登録免許税:措法第78条第2項〕 (昭和48年度)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(12)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 〔事業所税:地税法第701条の41第1項第8号〕 (昭和50年度)	315 (313)	313 (329)	319 (-)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-③-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(13)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 〔所得税:法人税:措法第10条の3、第42条の6〕 (平成10年度)	国税69 (74) 地方税25 (29)	国税69 (103) 地方税25 (38)	国税80 (-) 地方税30 (-)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中 小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(14)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 〔法人税:措法第64条の2〕 (平成13年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(15)	軽油引取税の課税免除の特例 〔軽油引取税:地税法附則第12条の2の7〕 (平成21年度)	4,681 (4,488)	4,829 (4,769)	4,940 (-)	-	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給量の拡大等に寄与する。
(16)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付〔石油石炭税:措法第90条の3の4〕 (平成24年度)	68 (70)	71 (75)	71 (-)	-	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業 (平成24年度)		-		【復興庁より】 (3) 放射性物質被害林産物処理支援事業 (平成25年度)		-	
【復興庁より】 (2) 災害復旧関係資金利子助成事業 (平成24年度)		-					
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL							

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	川上と川中 (川下)	川上は原木を供給する森林所有者や素材生産事業体、川中は原木を加工して木材製品を生産する製材・合板工場等の木材産業事業者、川下は木材需要者である住宅建設事業者やバイオマス発電事業者等を指す。
注2	木質バイオマス	主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。